

# 『栗原市一般住宅省エネ化推進事業補助金』 実績報告の手引き

『栗原市一般住宅省エネ化推進事業補助金』は、補助対象者から市に実績報告書が提出された後、その内容を審査し、適切であると認められた場合に交付されるものです。

この手引きは、補助金交付決定から、実際に補助金の交付を受けるまでの手続きの概要についてまとめたものですので、実績報告を行う際の参考としてください。

## 実 績 報 告 の 期 限

次のうち、いずれか早い日までに実績報告を行っていただきます。

- ・設置工事が完了した日から30日以内
- ・平成24年3月12日(月)

工事の完了期限は次のいずれか早い日となり、期限までに設置工事が完了しない場合には、補助金をお支払いできませんので、ご注意ください。

補助金交付決定の日から、既存住宅の場合は3ヶ月以内、新築住宅の場合は6ヶ月以内

平成24年2月29日(水)

実績報告書の提出がない場合、補助金の交付は受けられません。

やむを得ない理由で実績報告ができない場合は、お早めにご連絡下さい。

問い合わせ先(受付時間 9:00 ~ 16:30 土日祝日等を除く)

栗原市 市民生活部 環境課 環境政策係

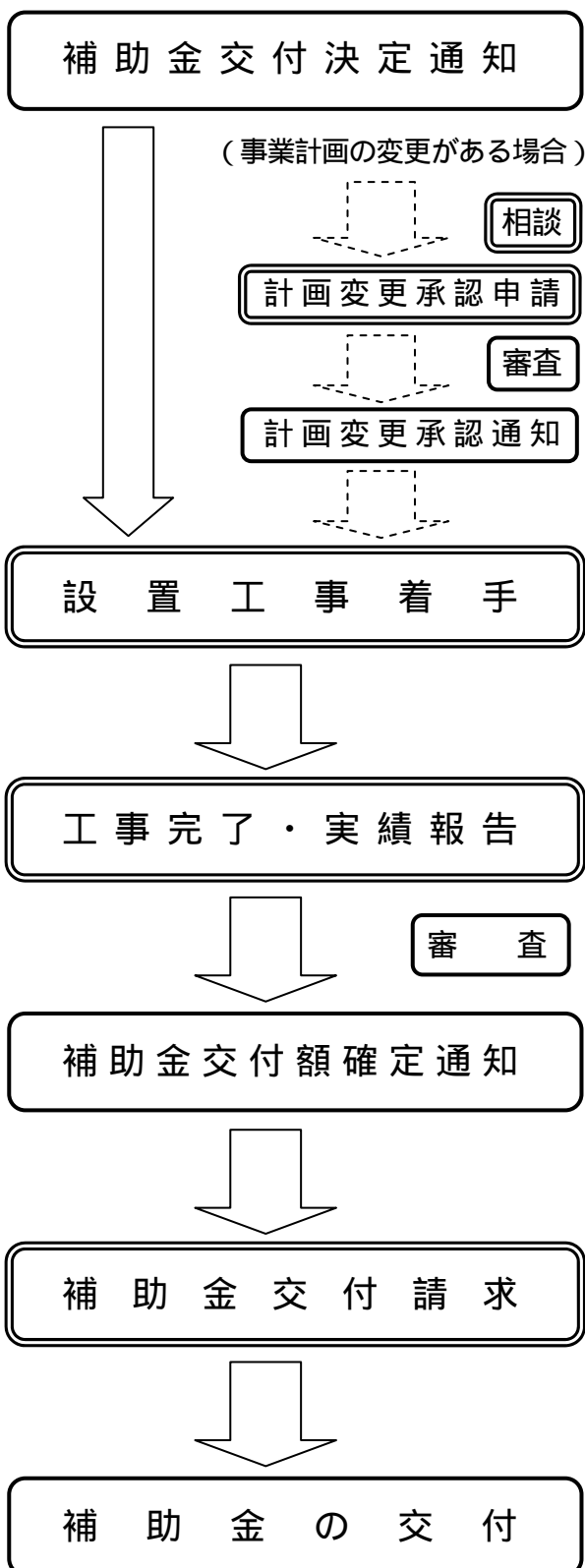
〒987-2293 栗原市築館薬師一丁目7番1号

電 話 : 0228 - 22 - 3350

F A X : 0228 - 22 - 0350

# 補助金交付決定から補助金の交付までの流れ（手続き）

□ 市が行うもの      □ 補助対象者が行うもの



補助対象者に補助金交付決定通知書をお届けします。

申請した内容を変更する場合は、計画変更承認申請書の提出が必要になりますので、事前にご相談ください。

変更内容を審査し、問題がなければ承認通知書をお送りします。

変更に伴う補助金の増額はありません。

対象設備の設置工事の着手は、交付決定通知書(計画変更承認通知書)を受けてから、行ってください。

実績報告書を、工事完了日から30日以内または平成23年3月12日(月)のいずれか早い日までに、必要書類を添付してご提出ください。

実績報告書の内容を審査し、補助金の額を確定した後に、補助金交付額確定通知書をお届けします。(実績報告書の提出後、3週間程度を要します。)

交付額確定通知書が届きましたら、補助金交付請求書をご提出ください。

補助金交付請求書に基づき、申請者の口座へ補助金を振り込みます。

## 1. 補助金交付決定通知と設置工事の着工

補助金の交付が決定した方には、様式第3号『栗原市一般住宅省エネ化推進事業補助金交付決定通知書』をお届けいたします。

この通知書の発行日から、補助対象となる太陽光発電システムおよび省エネルギー設備の設置工事に着手することが可能となります。

補助金交付決定通知書を受け取る前に設置工事に着手していた場合には、補助金の交付決定は取り消されます。

## 2. 事業計画の変更等がある場合

申請時と事業の内容が変わる場合（変更）や、工事を一時的に中断する場合（中止）、事業を取り止める場合（廃止）には、様式第5号『栗原市一般住宅省エネ化推進事業計画（変更・中止・廃止）承認申請書』を市に提出し、承認を受けることが必要となります。

### 【事業計画を変更する場合の例】

- ・設置工事費が当初計画から増額になるので、補助対象経費を変更したい。
- ・値引きにより支払額が減額となるので、補助対象経費を変更したい。
- ・太陽電池モジュールの設置枚数の増減により、太陽電池の出力を変更したい。
- ・インバータ・保護装置（パワーコンディショナ）を安価な機種に変更したい。
- ・LED照明器具の設置数を増やし、部屋をより明るくしたい。
- ・二重サッシの設置場所を他の居室に変更したい。
- ・エコキュートの機種をタンク容量の大きいものに変更したい。

### 【注意事項】

事業内容の変更により、太陽電池の最大出力が減少する場合や、省エネルギー設備の補助対象経費が8万円未満に減少する場合には、補助金の額を減額します。

なお、事業内容の変更に伴う補助金の増額はいたしません。

市の承認を受けずに事業内容を変更している場合には、市では実績報告書を受理しません。早急に変更承認申請を行なってください。

事業の変更・中止・廃止を行う場合には、環境課へお早めにご相談下さい。様式をお渡しするとともに、記入方法や添付書類についてご説明いたします。

## 3. 実績報告書および添付書類の提出

設置工事が完了した日から30日以内、または平成24年3月12日（月）のいずれか早い日まで、様式第7号『栗原市一般住宅省エネ化推進事業補助金実績報告書』に必要書類（4～5ページ参照）を添付し、栗原市役所 環境課へ直接お持ちください。

（受付時間：午前9時から午後4時30分まで 土日祝日および年末年始を除く）

郵送での提出はできません。また、書類に不備や不足がある場合は受理できません。

施工業者や家族など、申請者以外の方が実績報告書類を提出する場合には、必ず委任状をご持参下さい。

## 実績報告における必要書類リスト

	チェック	必要書類
実績報告を行う全ての方が提出しなければならない書類		<p><b>様式第7号</b> 『栗原市一般住宅省エネ化推進事業補助金実績報告書』 印鑑は、補助金交付申請書と同じものを使用してください。</p>
		<p>太陽光発電システムおよび省エネルギー設備（発光ダイオード照明器具、二重サッシ・複層ガラス、潜熱回収型給湯器、CO<sub>2</sub>冷媒ヒートポンプ給湯器、木質ペレットストーブ）の設置状況写真                      &lt;確認事項&gt; <u>次の写真を必ず添付してください</u>                      太陽光発電システム関係                      ・太陽光発電システムを設置した住宅の全景                      ・太陽光発電システムの設置前の屋根（屋上）の状況                      ・太陽光発電システムの設置後の屋根（屋上）の状況                      ・インバータ・保護装置（パワーコンディショナ）の設置状況                      ・余剰電力販売用電力量計の設置状況                      ・累計発電量を表示している状況（パワーコンディショナまたは表示モニターの表示の様子）                      省エネルギー設備関係                      ・省エネルギー設備の設置前の状況                      ・省エネルギー設備の設置後の状況（1枚に全体が写りきらない場合には必要に応じて複数枚ご提出ください）</p>
		<p>太陽光発電システム設置工事および省エネルギー設備の機器購入費用の領収書の写し および 領収書の内訳書の写し                      &lt;確認事項&gt;                      ・領収書が申請者宛になっている                      ・領収書に施工業者の押印があり、収入印紙の貼り付けがある                      ・金額の内訳が申請時と同じ内容である                      ・太陽電池モジュール、インバータ・保護装置（パワーコンディショナ）の型式および数量が明記されており、申請時と同じ内容である                      ・省エネルギー設備の型式および数量が明記されており、申請時と同じ内容である</p>
		<p>申請者と電力会社との「電力受給契約確認書」の写し                      &lt;確認事項&gt;                      ・申請者が電力受給契約を締結している                      ・電力会社が発行したものである                      ・太陽電池モジュール、インバータ・保護装置（パワーコンディショナ）に関する記載内容が申請時と同じ内容である</p>

	チェック	必要書類
該当者のみ提出しなければならない書類		<b>対象住宅を新築（購入）した場合</b> <b>対象住宅に係る不動産登記事項証明書</b> < 確認事項 > ・ 対象住宅の所有者が申請者および様式第2号『承諾書』（以下「承諾書」という。）の提出者である
		<b>対象住宅の新築（購入）により、栗原市内で転居した場合</b> <b>転居後の住民票</b> （申請者および承諾書の提出者のもの） < 確認事項 > ・ 申請者および承諾書の提出者が対象住宅に居住している
		<b>対象住宅の新築（購入）により、市外から栗原市内に転入した場合</b> <b>栗原市内に転入後の住民票</b> （申請者および承諾書の提出者のもの） < 確認事項 > ・ 申請者および承諾書の提出者が市内に転入し、対象住宅に居住している
		<b>省エネルギー設備として発光ダイオード（LED）照明器具を設置した場合</b> <b>既存の照明器具を撤去したことがわかる写真</b> （新規照明器具を既存照明器具と同じ場所に設置した場合など、設置後の写真で撤去されたことが明確にわかる場合は省略可） < 確認事項 > ・ 既存の照明器具に代えて、発光ダイオード（LED）照明器具を使用している
		<b>省エネルギー設備として給湯器（潜熱回収型給湯器またはCO<sub>2</sub>冷媒ヒートポンプ給湯器）を設置した場合</b> <b>既存の給湯器を撤去したことがわかる写真</b> （新規給湯器を既存給湯器と同じ場所に設置した場合など、設置後の写真で撤去されたことが明確にわかる場合は省略可） < 確認事項 > ・ 既存の給湯器に代えて、潜熱回収型給湯器またはCO <sub>2</sub> 冷媒ヒートポンプ給湯器を使用している

このほか必要に応じ、資料を添付していただく場合があります。

#### 4．補助金交付請求書の提出

提出いただいた実績報告書および添付書類を審査し、適切と認められれば、様式第8号『栗原市一般住宅省エネ化推進事業補助金交付額確定通知書』をお届けします。

通知書が届きましたら、同封の様式第9号『栗原市一般住宅省エネ化推進事業補助金交付請求書』に必要事項を記入・押印の上、栗原市役所 環境課へご提出ください。

請求書の内容を確認した後、補助金をお支払い（口座振込）いたします。

補助金の振込先は、必ず申請者の口座にしてください。

#### 5．運転状況等の報告

補助金の交付を受けた方には、実績報告書を出した月の翌月から1年間、発電量や電力会社に売買した電量などの運転状況の報告をしていただきます。

後日、様式第11号『栗原市一般住宅省エネ化推進事業定期報告書』をお届けしますので、半年ごとに合計2回の報告をお願いいたします。

その他、アンケート等のご協力をお願いする場合があります。

#### 6．補助金により設置した設備の管理

補助金の交付を受けた方には、補助金の対象となった設備を下記の期間、善良なる管理者の注意を持って適切に管理していただきます。

また、下記の期間中は、市の承認を受けた場合を除き、補助金の対象となった設備の売却や譲渡、貸し付け、廃棄などを行うことはできません。

・太陽光発電システム	事業完了の翌年度から	17年間
・発光ダイオード照明器具	〃	15年間
・二重サッシ・複層ガラス	〃	17年間
・潜熱回収型給湯器	〃	6年間
・CO <sub>2</sub> 冷媒ヒートポンプ給湯器	〃	6年間
・木質ペレットストーブ	〃	6年間

#### 7．補助金交付決定の取り消し・返還について

補助金の交付決定を受けた方が、偽りの申請を行っていたり、補助金交付要綱の規定に違反した場合などは、補助金の交付を取り消すことがあります。

既に補助金が交付されているときには、交付を受けた方に返還を求めることがあります。